

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規

則

（循環型社会推進課）

告 示

○家畜伝染病の発生

（畜産課）

○道路の区域変更

（道路課）

○道路の供用開始

（同）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（教育庁教育企画室）

収用委員会

○県道山下停車場線2号事件審理の中止

四

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十三年宮城県規則第七号）の一部を次のよう

に改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和元年度の産業廃棄物の処理に関する報告の徴収の特例）

告 示

3 令和元年度の産業廃棄物の処理に関する報告の徴収に係る第六条の二各項の規定の適用については、これらの規定中「毎年六月三十日まで」に、「その年の」とあるのは、「令和二年十月三十一日までに、同年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○宮城県告示第五百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和二年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 一頭

四 発生の場所又は区域

大崎市

五 発生年月日

令和二年五月二十九日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年六月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜谷大須雄勝線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市長面字町裏一四三番地先から 同市尾崎字弘象九番二地先まで				前	五・三〇	四三五・六	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
				A	一八・三		
後				B	五・二	六六一・八	
				後	五・二	六六一・八	
C				九・二	一、一三八・八		

○宮城県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年六月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市長面字町裏一四三番地先から 同市尾崎字江畑一一番地先まで	令和二年 六月九日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年六月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 「GIGAスクール構想の実現」に向けた宮城県教育情報ネットワーク

(SWAN) 整備業務 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日から令和三年三月二十六日まで
 - 4 履行場所 白石高等学校ほか（九十五か所）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は指定都市の基幹ネットワークの整備に係る契約を締結し、履行した実績（賃貸借契約内での整備も含む）を有すること。（複数年契約しているものにあつては、履行開始から一年以上経過しているものを含む。）

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8及び9の要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五）へ令和二年六月十五日（月）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁教育企画室情報推進班（担当 高砂 電話〇二二二二二一三六一二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和二年六月九日（火）から令和二年六月十八日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
令和二年六月二十六日（金）午前九時から令和二年六月二十九日（月）午後五時まで
(二) 郵送による場合
令和二年六月二十六日（金）午前九時から令和二年六月二十九日（月）午後五時までに2の場所まで到達すること（郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。）

(三) 持参による場合
6 の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際には、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所
令和二年六月三十日（火）午前十時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階

四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。
 - 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
 - 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Operation and Maintenance of Miyagi Prefecture Education Information Network (SWAN) for "GIGA School Concept Realization" (1 set)
 - 2 Period of Implementation : From contract settlement to March 26, 2021
 - 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Shirishi Senior High School etc. (95 locations)
 - 4 Deadline and Place for Bid Submission : June 29, 2020, 5 : 00 p.m. Digitalization Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
 - 5 Time and Place of Bid Selection : June 30, 2020, 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Government Building 16th Floor office
 - 6 Contact : Digitalization Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-211-3612

7 Language and Currency Used for Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第22号

宮城県起業の県道山下停車場線改築工事（宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで）に係る土地収用事件（県道山下停車場線2号事件）について、次のとおり開始する予定としていた審理を中止する。

令和2年6月9日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 令和2年6月26日（金）午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等